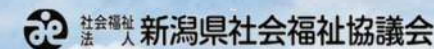


基金だより

新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度

令和元年8月号



事務局からのお知らせ

8月1日より会員専用サイトをリニューアルしました

1. 掛金の確認

- ① 当月対象分（下記例：7月2日～8月1日）の届出は、当月締日（下記例：8月1日）の掛金に反映されます。（当月対象者の人数と掛金をリアルタイムで確認できるようになりました。）
- ② 届出忘れによる掛金の調整数も表示されます。（下記例の1：6/30脱退を8/1に届出した場合）

・当月1日までの届出を反映して表示しています。
・過去の掛金確認を照会するには、基準年月日を切り替えてください。

基準年月日: 2019年08月01日 毎月1日に在籍している加入者(休職者除く)が当月対象者人数です。 [Excel出力](#) [戻る](#)

掛金確認一覧表

加入者番号	氏名	届出日	事由 発生日	増員				減員				氏名 変更			
				加入	転入	復職	調整※	脱退	休職中	転出	休職		調整※		
1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	福祉 一部	08/01	06/30						○					1
2	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	福祉 二部	08/01	08/01								○			
3	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	福祉 三部	08/01	07/15									○		
合計					0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	

※調整とは届出の遅れにより過去に遡及して掛金を調整する分です。

前月対象人数	23人	前月対象金額	89,000円
増減人数	-3人	増減金額	-9,000円
当月対象人数	20人	当月対象金額	60,000円
過去遡及調整	-1人	調整額	-3,000円
		当月支払金額	57,000円

図では、6/30付けの脱退登録を8/1に届出しています。この場合、8月の掛金で事業所様に1か月分の掛金をお返します。

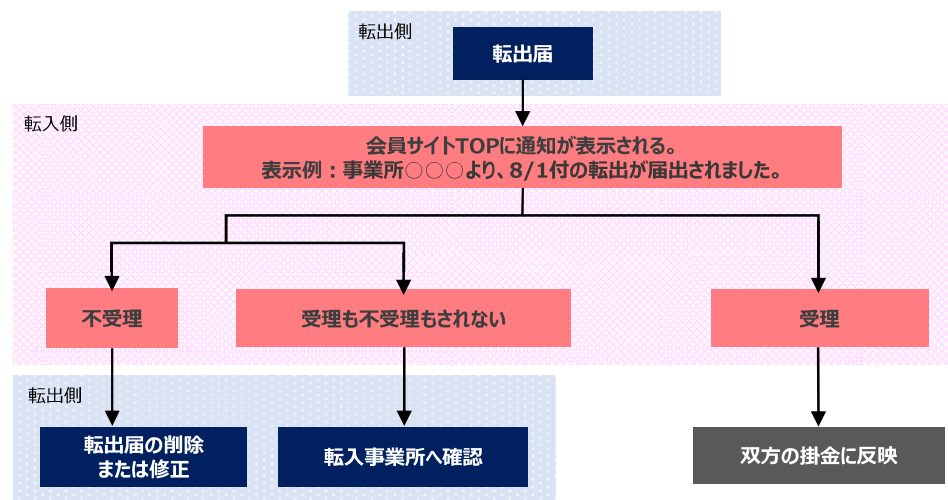
2. 加入者明細表・要支給額明細表

- ① **加入者明細表**（毎月作成）で表示される休職期間*1は、委託銀行（三井住友信託銀行）のカウント方法から、**県社協のカウント方法による値に変更*2**（基準年月日：本年7月1日分から変更）
*1 毎年、一斉確認依頼時に事業所様にて確認していただいていた値
*2 委託銀行とのデータすり合わせは基準年月日の約45日後ですので、2か月分は変更があり得ます。ご注意ください。
- ② **要支給額明細表**（毎年度1回作成）で表示される休職期間も、県社協のカウント方法による値に変更（基準年月日：来年（2020年）3月1日分から変更）
- ③ ただし、両帳票ともに移行前のデータは委託銀行のカウントのままです。ご注意ください。

3. 転出転入の届出方法変更（転出側/登録 → 転入側に通知 → 転入側/登録）

- ① 転出側が登録をしてから、転入側へ通知が届き、転入届を登録する流れに変更しました。
- ② **双方の届出が登録されてから掛金に反映される**ので、転出側の事業所ご担当者様は、速やかに登録を行ってください。

転出側
* 転出側が登録したあと、その届出が転入側に受理されなくても、**転入側の「掛金確認」**の画面には、転出届が反映されます。転出側の届出が転入側に受理されない場合は、事業所間で連絡を取り合いご確認いただきますようお願いいたします。



★ 新潟県福祉人材センターからのお知らせ

2017年4月から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務となりました。離職される方にご周知をお願いします。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課
TEL：025-281-5520 / FAX：025-281-5528
MAIL:soumu@fukushiniigata.or.jp